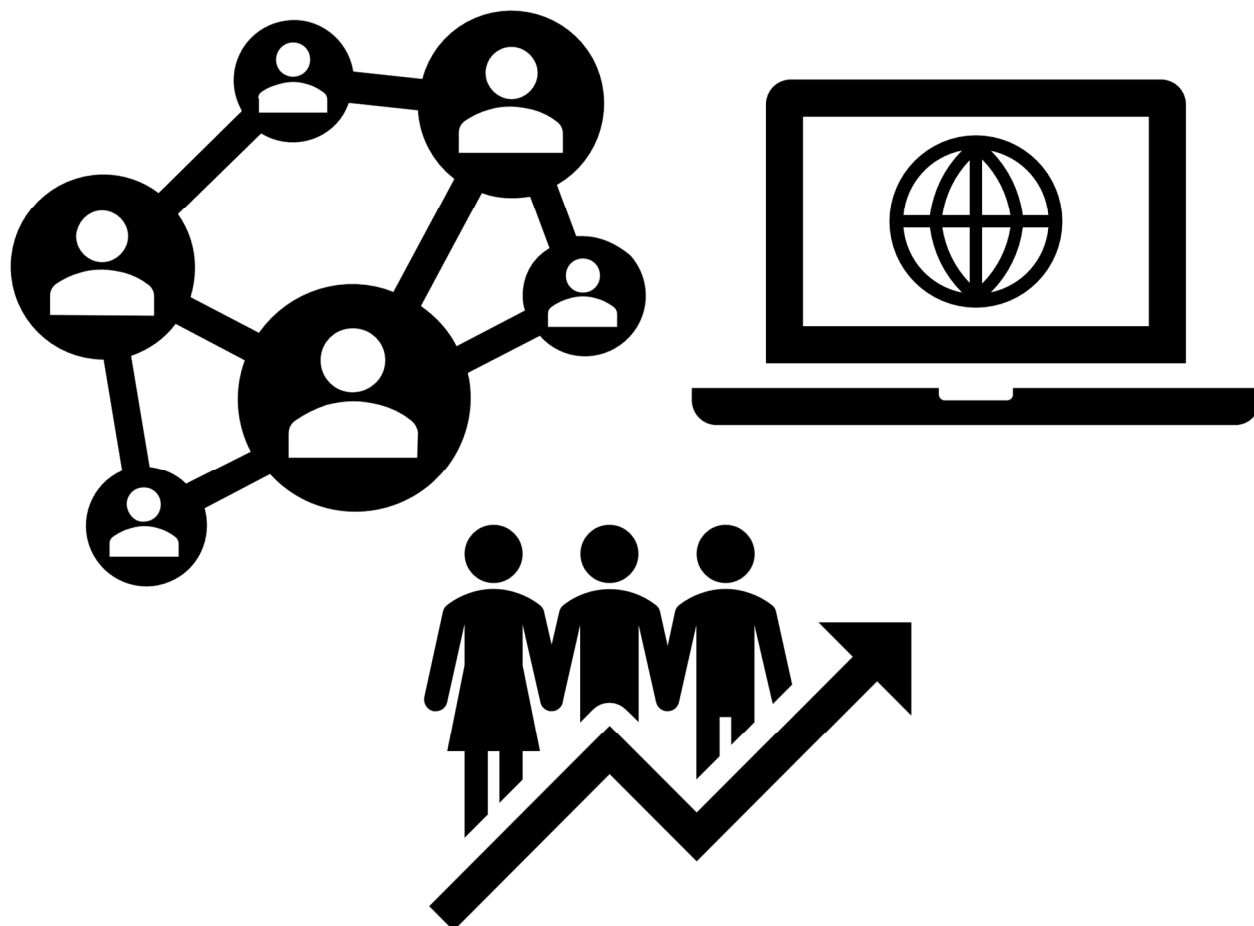


令和8年度（2026年度）

大阪府豊能地区公立学校

5年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修）の手引



1. めざす教職員像・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.1
2. 校外研修年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.2
3. 実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.3
4. プレゼンテーション用兼提出用PPデータ記入例・・・p.5
5. 教員の資質向上に関する指標・・・・・・・・・・p.8

豊能地区教職員人事協議会は、「子どもとともに学び続ける教職員」を

めざす教職員像とし、法定研修を実施します。

めざす教職員像

子どもとともに学び続ける教職員

子どもに寄り添い、 子どもに信頼される教職員	豊かな人間性と高い使命感を 兼ね備えた教職員
専門的な知識・技能を高め、 実践的な指導力あられる教職員	保護者や地域の人と向き合い、 信頼と協働の関係を 築くことができる教職員

そのために、5年経験者研修で、受講者に身につけてほしい力は以下のとおりです。

受講者につけたい力

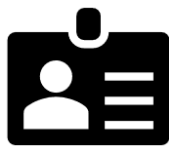
1. 学年全体の課題を把握し、機能的な組織づくりに努める力
2. 教科等の高い専門性を身につけながら、新しい発想を持って授業を展開する力
3. 児童生徒の主体的な学びを系統立てて考え、指導を行うことができる力
4. 子ども理解を深め、状況に応じて明確な指示を出し、指導を行うことができる力
5. 高い人権意識をもち、子どもに人権感覚と人権を大切にする態度を養う力

5年経験者研修は、「教育公務員特例法第24条」に基づく研修であり、

「中堅教諭等資質向上研修実施要項」にしたがって行われる法定研修です。

法定研修の受講にあたって

研修会場では、必ず名札を
着用してください。



研修会場に、自転車・バイク等で
乗り入れることは禁止です。



スケジュールを各自で管理し、
決められた日に受講してください。



原則、研修内容の録音・録画
・写真撮影等は禁止です。



※その他、法定研修に関する質問等は、学校管理職を通じ、各市町教育委員会事務局にお尋ねください。

令和8年度(2026年度)豊能地区公立学校5年経験者研修 校外研修年間計画

(中堅教諭等資質向上研修)

共通研修【大阪府豊能地区教職員人事協議会 実施研修】

回	1班 日時	2班 日時	研 修 内 容	会 場 等	研修のねらい 指標該当項目
1	5月7日(木) 15:00~16:30		開講にあたって オリエンテーション	池田市民文化会館	第2期 4、3、12
	5月~11月		Web (ozone-EDU) を 活用した学び ①	所属校等 (オンデマンド開催)	第2期 3
2	11月26日(木) 15:00~17:00	12月1日(火) 15:00~17:00	開講にあたって リフレクション	豊中市 教育センター	第2期 3、7、9
	12月~2月		Web (ozone-EDU) を 活用した学び ②	所属校等 (オンデマンド開催)	第2期 3

※第1回は、全体での開催です。

中堅教諭等資質向上研修 実施要項

1. 目的

豊能地区各市及び町が設置する小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「豊能地区公立学校」という。）中堅教諭等資質向上研修（5年経験者研修及び10年経験者研修）は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、現職研修の一環として、個々の教諭の能力、適性等に応じて、中堅教諭等としての職責を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2. 対象

- (1) 中堅教諭等資質向上研修の対象者は、別に定める計算方法に基づき、在職期間が5年め及び10年めのすべての教諭等とする。
- (2) 上記(1)の対象者が所属する公立学校を所管する豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町教育委員会（以下「所属市町教育委員会」という。）は、これらの対象者について、第4項に定める年間研修計画及び第5項に定める研修実施計画に従い1年間の研修を受けさせるものとする。

3. 内容

- (1) 豊能地区公立学校5年経験者研修
5年めの教諭等は、大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）が実施するミドルリーダーへの自覚を促すなど、意識向上を図ることを目的とした校外研修を2回、自らの専門性を高めることを目的とした協議会が指定するオンデマンド研修を1回以上受けるものとする。
- (2) 豊能地区公立学校10年経験者研修
 - ① 10年めの教諭等は、協議会等が実施するミドルリーダーとしての深化期からキャリア成熟期への進展を目的とした研修（以下「校外研修」という。）を11回、校内における研修（以下「校内研修」という。）を20回以上受けるものとする。
 - ② 校外研修は、共通研修、所属市町教育委員会実施研修並びに、10年めの教諭等の能力、適性等に応じた教科指導、教育諸課題に関する選択研修とする。
 - ③ 校内研修は、実践を通じた授業研究研修及び課題研究研修等とする。

4. 年間研修計画・報告

- (1) 協議会は、校外研修年間計画を作成する。
- (2) 所属市町教育委員会は、協議会が作成する校外研修年間計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町における豊能地区公立学校10年経験者研修市町年間研修計画書【様式1】を作成し、その写しを協議会に提出するものとする。
- (3) 所属市町教育委員会は、当該市町における豊能地区公立学校10年経験者研修市町年間研修報告書【様式2】を作成し、その写しを協議会に提出するものとする。

5. 豊能地区公立学校10年経験者研修 研修実施計画

- (1) 10年めの教諭等が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、所属市町教育委員会研修指標及び年間研修計画に基づき、事前に当該の教諭等の能力、適性等を評価し、10年めの教諭等ごとの研修実施計画書案【様式3】を作成し、これを所属市町教育委員会に提出する。なお、研修実施計画書案の作成に当たっては、教頭等の意見も参考にするとともに、10年めの教諭等の自己評価や意見を聴取するなど研修が効果的なものとなるよう配慮する。
- (2) 所属市町教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書案について必要な調整を行い、これを決定する。

(3) 所属市町教育委員会は、10年めの教諭等に係る研修実施計画書を保管するものとする。

6. 豊能地区公立学校10年経験者研修 研修実施報告

校長は、10年経験者研修修了時にその成果を評価し、10年めの教諭等に係る研修実施報告書【様式4】を作成して所属市町教育委員会に提出するとともに、事後の指導や研修に活用する。なお、成果の評価に当たっては、教頭等の意見並びに10年めの教諭等の自己評価や意見を参考にするものとする。

7. 校内体制

(1) 校長は、5年めの教諭等、10年めの教諭等の研修の実施に当たり、教頭等とも連携しながら必要な指導、助言に当たるものとする。

(2) 校長は、研修の実施に当たり、授業等の校務に配慮するなど、研修の時間を十分確保し、修了に向け支援するため、学校全体として協同的な体制の確立に努めるものとする。

8. 校長等連絡協議会

協議会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催するものとする。

9. 非常変災時の研修の開催判断について

(1) 協議会実施共通研修について

① 台風の接近が予想される場合

- ・研修前日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

② 台風が接近している場合

- ・研修当日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

③ ①②を除く事由により、研修日の正午までに研修実施が困難であると判断した場合

- ・研修を中止または延期することがある。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じて連絡するものとする。

(2) 所属市町教育委員会実施研修について

- ・所属市町教育委員会の基準に従うこと。

(3) 選択研修について

- ・主催する豊能地区の各市町教育委員会等の基準に従うこと。

【プレゼンテーション用 兼 提出用データについて】

【構成】

①表紙

「プレゼンテーション用に作成した資料」が、そのまま「市町教委提出用資料」となります。送付する様式はMicrosoft Power Pointですが、プレゼンテーションソフトであれば、種類は問いません。

ただし、提出する際はPDF形式に変換し、提出してください。

②獲得したバッジ

Ozone-EDUで獲得したバッジを貼り付けるページ。
【スライド1枚】に獲得したバッジ全てを貼り付ける。

③学んだ内容

学んだ内容をまとめるページ。
【スライド2～3枚程度】にまとめる。

④追記ページ

集合開催のリフレクション後に、必ず追記するページ。
【スライド1枚程度】にまとめる。追記内容は、リフレクションを通して学んだこと、リフレクション後に新たに学んだ内容 等

【記述例 ①表紙】

令和○年度 5年経験者研修

○○市・町立 ○○○学校・学園

受講者No.○○○ 名前：○○ ○○

ご自身の受講者ナンバー（半角）

ファイル名は、【101】R8_5年研_提出データ としてください。

詳しい記入例は、手引のP.5に記載されています。

【記述例 ②獲得したバッジ】

獲得したバッジ



OZONE-EDU

探究学習入門 - 意義と進め方

(v1.0)

【記述例 ③学んだ内容 ④追記ページ】

出口の『切実性』

テーマの設定

興味・関心
入口の切実性

本物との出会い…真正性

見落としがち…

興味・関心
出口の切実性

入口を重視する取り組みは多い…
(児童・生徒とテーマを決めたり…)

子どもに切実性が必要な場面って…

入口 ≤ 出口では！？

下記の(例2)の方が、意欲的に学び続けそう。

児童・生徒がテーマを決める場合

- …初期の興味・関心・切実性
- ×…学びが深まらない可能性

(例1) 入口：面白そう！やってみたい！
出口：意外とやりがいなかった…

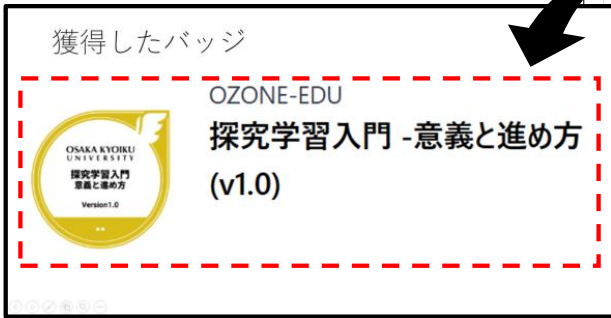
教師がテーマを決める場合

- …適切なテーマ設定
- ×…初期の興味・関心・切実性

(例2) 入口：あまり興味がないテーマ…
出口：取り組むうちに興味・関心をもつ！

『②獲得したバッジ』への バッジの貼り方

- ozone-EDU TOPページ
 →あなたのダッシュボード
 →取得したバッジ
 →Print Screenしたものをペースト



『③学んだ内容』及び『④追記ページ』 記入上のポイント

講義のタイトルを記入するのではなく、
自分が学んだ内容を端的に表す見出し
 をつけること。

【記述例 ③学んだ内容 ④追記ページ】

出口の『切実性』

見落としがち

テーマの設定

興味・関心
 入口の切実性

興味・関心
 出口の切実性

本物との出会い…真正性

入口を重視する取り組みは多い…
 (児童・生徒とテーマを決めたり…)

子どもに切実性が必要な場面って…
入口≦出口では!?

下記の(例2)の方が、意欲的に学び続けそう。

児童・生徒がテーマを決める場合
 ○…初期の興味・関心・切実性
 ×…学びが深まらない可能性

(例1) 入口：面白そう！やってみたい！
 出口：意外とやりがいかなかった…

教師がテーマを決める場合
 ○…適切なテーマ設定
 ×…初期の興味・関心・切実性

(例2) 入口：あまり興味がないテーマ…
出口：取り組むうちに興味・関心をもつ!

・文字だけでなく、写真や図を用い、当該研修の内容を知らない受講者にプレゼンテーションすることを意識し、分かりやすく作る。

・ozone-EDUの講義画面をスクリーンショット等で複製し、載せることは**禁止**する。

・記入内容に重なるようなアニメーションの使用は避ける。

・リフレクション後、新たにバッジを獲得した場合は、『④追記ページ』内にバッジのスクリーンショットを貼り付ける。

【共通する指標】 **教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）1** **（大阪府指標をもとに作成）**

		第1期(基礎形成期)		第2期(ミドルリーダ向上期)		第3期(ミドルリーダ深化期)		第4期(キャリア成熟期)		
I 1	人権尊重の精神	人権意識、人権感覚を身につける	人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる	学校の課題を把握し、課題解決に向けて取組みを進めることができる	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる	学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる	人権尊重を基盤とした学校づくりができる	人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる	
	人権尊重の精神	個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、態度やスキルを身につけている	子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる	子どもの気持ち、願い、背景を理解した上で適切な指導をすることができる	子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる	子どもの気持ち、願い、背景を理解した上で適切な指導をすることができる	子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる	人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる	人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる	
	人権尊重の精神	安全に関わる基礎的な知識を身につける	学校の危機管理に必要な知識を身につけている	知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる	学校の危機管理に必要な知識を身につけている	知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる	知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる	知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる	学校・家庭・地域・関係諸機関との危機管理体制を確立できる	学校を取り巻く危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を確立できる
3	学び続ける力	省察力及び理解力を身につける	優れた取組みに学ぶ姿勢をもつ	幅広い専門性を高める	最新の情報を収集し、実践を発信する	最新の情報を収集し、実践を発信する	最新の情報を収集し、実践を発信する	最新の情報を収集し、実践を発信する	学校教育目標達成のための情報を収集する	国や府、市・町等の動向や情報をもとに、自校の状況を分析し、課題を発見することができる
	学び続ける力	教育への情熱をもち、自ら振り返り、良し悪しを考えることができる力	省察力（自ら振り返り、良し悪しを考えることができる力）を身につけ、常に成長しようとする意欲をもちている	省察力を活かし、幅広い専門性に基づくキャリアプランを立て、教員としての成長意欲をもち続ける	個人だけでなく、他の教員とともに学ぶ姿勢をもっている	個人だけでなく、他の教員とともに学ぶ姿勢をもっている	個人だけでなく、他の教員とともに学ぶ姿勢をもっている	最新の情報を収集し、実践を発信する	学校教育目標達成のための情報を収集する	国や府、市・町等の動向や情報をもとに、自校の状況を分析し、課題を発見することができる
	学び続ける力	自分の課題を認識し、課題解決に努める	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	学年（学校）の課題を把握し、解決に向けて行動できる	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	学年（学校）の課題を把握し、解決に向けて行動できる	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる	学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる	学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる
II 4	課題解決能力	自ら課題解決のために努力するとともに、相談する等、行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	社会的な課題を把握し、解決に向けて行動できる	社会的な課題を把握し、解決に向けて行動できる
	課題解決能力	自ら課題解決のために努力するとともに、相談する等、行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	子どもとの関わりの中で課題を発見できる	社会的な課題を把握し、解決に向けて行動できる	社会的な課題を把握し、解決に向けて行動できる
	課題解決能力	一般常識を身につける	教育公務員として法令を遵守する	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令遵守の精神を教職員に指導する	法令遵守の精神を教職員に指導する
5	法令遵守の態度	社会人としての一般常識を身につけている	教育公務員として法令を遵守する	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令遵守の精神を教職員に指導する	法令遵守の精神を教職員に指導する
	法令遵守の態度	社会人としての一般常識を身につけている	教育公務員として法令を遵守する	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令遵守の精神を教職員に指導する	法令遵守の精神を教職員に指導する
	法令遵守の態度	社会人としての一般常識を身につけている	教育公務員として法令を遵守する	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令への深い理解をもつ	法令遵守の精神を教職員に指導する	法令遵守の精神を教職員に指導する
6	事務能力	提出期限等を守る	計画的かつ正確・丁寧	効率的に処理できる	効率的に処理できる	効率的に処理できる	効率的に処理できる	効率的に処理できる	作成した書類等について点検できる	作成した書類等について点検できる
	事務能力	資料やデータについて適切に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	作成した書類等について点検できる	作成した書類等について点検できる
	事務能力	提出書類等の趣旨を理解し、期日までに提出できる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる	作成した書類等について点検できる	作成した書類等について点検できる

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）3

（大阪府指標をもとに作成）

【共通する指標】

		第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダークラス向上期）	第3期（ミドルリーダークラス深化期）	第4期（キャリア成熟期）
13	V 自尊感情を高め、集団づくりなどを指導する力	子どもの良さを見つける	個に応じた指導・支援ができる	子ども同士のコミュニケーションを促進できる	子どもへの対応のモデルとなる	多様な場面を想定した指導・助言ができる
		傾聴の大切さを理解しており、周囲の状況を判断して、子どもに適切な声かけをすることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解する。必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解する。必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。
		基礎的環境整備や合理的配慮などの基本理念について理解している。	必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解する。必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解する。必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。
14	集団づくりを指導する力	多様な個性や人格を尊重できる	迅速な報告・連絡・相談を行うことができる	組織的な対応の中心となる	組織的な生徒指導体制を機能させる	生徒指導の方針の提示と関係諸機関との連携を図る
		多くの人の出合いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を進め、報告・連絡・相談を通して、柔軟で適切な対応をすることができる。	子どもが主体的に行動できるよう、生徒指導方針をもとに組織的な対応の中心となっており、経験の少ない教職員等に対して、適切に指導・助言することができる。	多様な子どもへの状況を理解した上で、生徒指導を進めるために組織的・計画的な指針を作成し、PDCAサイクルを機能させることができる。	生徒指導を計画的に運営するための、組織的な連携体制を構築することができる。
		多くの人の出合いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を進め、報告・連絡・相談を通して、柔軟で適切な対応をすることができる。	子どもが主体的に行動できるよう、生徒指導方針をもとに組織的な対応の中心となっており、経験の少ない教職員等に対して、適切に指導・助言することができる。	多様な子どもへの状況を理解した上で、生徒指導を進めるために組織的・計画的な指針を作成し、PDCAサイクルを機能させることができる。	生徒指導を計画的に運営するための、組織的な連携体制を構築することができる。
15	子どもを指導する力	つくりたい学級等をイメージする	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	学年全体の実態把握ができる	学校全体の実態把握ができる	学校として集団づくりのビジョンを提案する
		自分の理想とする学級像をもち、子どもの発達段階に応じた集団のありようを理解し、集団づくりの手だてをイメージする。	学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	学年全体の子どもの実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携、協働することができる。	学校教育目標やめざす学級像を学校内外に発信し、具体的な取組み（手だて）を示すことができる。また、その実現に向けた組織運営をすることができる。
		自分の理想とする学級像をもち、子どもの発達段階に応じた集団のありようを理解し、集団づくりの手だてをイメージする。	学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	学年全体の子どもの実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる。	子ども一人ひとりの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携、協働することができる。	学校教育目標やめざす学級像を学校内外に発信し、具体的な取組み（手だて）を示すことができる。また、その実現に向けた組織運営をすることができる。
1	ネットワーキングの構築	様々な人と関わりをもつ	子ども一人ひとりの課題を解決するため相談することができる	子ども一人ひとりの課題を解決するためネットワークを活用することができる	ネットワークを構築することができる	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる
		自分が所属する集団以外の集団との連絡、調整役を担うことができる。	支援が必要な子どもの実態を把握し、学年の教職員や支援教育コーディネーターに指導・助言を仰ぐことができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	支援教育コーディネーターとして、地域の学校等で学ぶ支援に必要な子どもに対する連携会議等の中心的役割を担うことができる。	地域の支援教育力向上させるための連携体制を、関係諸機関と構築することができる。
		自分が所属する集団以外の集団との連絡、調整役を担うことができる。	支援が必要な子どもの実態を把握し、学年の教職員や支援教育コーディネーターに指導・助言を仰ぐことができる。	子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	支援教育コーディネーターとして、地域の学校等で学ぶ支援に必要な子どもに対する連携会議等の中心的役割を担うことができる。	地域の支援教育力向上させるための連携体制を、関係諸機関と構築することができる。
2	専門領域【支援教育】	支援教育に関する基礎的な知識を身につける	個に応じた指導・支援ができる	校内の支援教育を積極的に進めることができる	支援教育に関して広く知識をもち、地域への発信、教職員への指導・助言ができる	地域の支援教育推進のための中心的な役割を果たす
		子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるための知識を身につける。	子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援をすることができる。	子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じて、各教科・領域、自立活動において指導内容や支援方法等に創意工夫を凝らした授業を計画することができる。	地域の学習等で学ぶ支援に必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について、実践的な指導・助言をすることができる。	支援の必要に応じて実践的な指導・助言を、広く学校内外へ体系的に発信することができる。
		子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるための知識を身につける。	子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援をすることができる。	子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じて、各教科・領域、自立活動において指導内容や支援方法等に創意工夫を凝らした授業を計画することができる。	地域の学習等で学ぶ支援に必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について、実践的な指導・助言をすることができる。	支援の必要に応じて実践的な指導・助言を、広く学校内外へ体系的に発信することができる。
3	交流及び学習等	多様な個性や人格を尊重できる	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる	交流及び共同学習を積極的に進める	交流及び共同学習を推進するための組織的対応の中心となる	支援教育推進における組織的な対応の中心となる
		多くの人の出合いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	子ども同士の相互理解を深める交流及び共同学習を積極的に進めることができる。	交流及び共同学習に関する取組みを学校内に発信するとともに、支援教育に対する理解と啓蒙を推進することができ、効果的な交流及び共同学習を推進することができる。	「ともに学び、ともに育つ」教育の先進的な取組み等を学校内外に発信し、支援教育の理解と啓蒙を推進することができる。
		多くの人の出合いを通して、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。	子ども同士の相互理解を深める交流及び共同学習を積極的に進めることができる。	交流及び共同学習に関する取組みを学校内に発信するとともに、支援教育に対する理解と啓蒙を推進することができ、効果的な交流及び共同学習を推進することができる。	「ともに学び、ともに育つ」教育の先進的な取組み等を学校内外に発信し、支援教育の理解と啓蒙を推進することができる。

【職に応じた指標】